第５章　　水道料金制度等

１　水道料金制度の変遷
２　水道料金等の変遷
３　用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
４　用途別・水量ランク別有収水量
５　年度別・用途別有収水量
６　年度別水道料金等調定状況
７　水道料金の徴収と督促等の状況
８　水道メーター点検状況
９　水道料金の減免措置と特例計算
１０　大阪府下各市水道料金比較

１ 水道料金制度の変遷

年	月	日	事　　項
昭和２６	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
２９	7	1	第１回水道料金改定
３２	１０	1	第２回水道料金改定
３４	3	1	第１回水道メーター使用料改定
３４	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
３７	4	1	第３回水道料金改定 第２回水道メーター使用料改定 第１回手数料改定
３９	4	1	粟生簡易水道料金創設
４０	7	1	第４回水道料金改定
４２	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
４２	8	1	水道料金口座振替制度採用
４３	4	1	粟生簡易水道料金廃止
４４	１０	8	下水道使用料徴収業務受託
４５	8	1	第３回水道メーター使用料改定
４６	6	1	口径別納付金制度採用
４６	１０	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
４７	１０	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
４９	6	1	隔月検針・隔月集金実施
５２	5	1	第１回口径別納付金改定
５２	１０	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第１次督促状発行業務の電算処理委託
５３	4	1	第５回水道料金改定 第１回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逓増制料金体系に変更 第２回手数料改定
５３	6	1	マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用

年	月	日	事　　項
昭和５３	１１	２８	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更
５４	１０	1	水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
５５	1	4	既設開栓申込の電話受付を開始
５５	１０	1	第２次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
５７	5	1	第６回水道料金改定 第２回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第２回口径別納付金改定 第４回水道メーター使用料改定 第３回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
６０	１０	1	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
６１	4	1	第７回水道料金改定 第３回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
６１	6	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 ①母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 ②児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 ③身体障害者（１級･２級）又は知的障害者（Ａ･Ｂ１）のいる世帯
６２	4	1	水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成　３	１１	1	使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型ＯＣＲ・オフィスコンピュータ導入
4	4	1	計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
4	6	1	月４回の水道料金計算業務を月２回に変更

年	月	日	事　　項
平成　６	４	１	第８回水道料金改定 第４回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
８	３	１	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによるはがき型式に切替
９	６	１	第９回水道料金改定（消費税５％を外税で課税） 第５回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税５％を外税で課税）
１０	１０	１	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
１３	４	１	第１０回水道料金改定 第６回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第５回水道メーター使用料改定
１３	１０	１	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
１５	２	５	口座振替伝送システムを導入
１６	４	１	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
１８	１０	１	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
１９	３	２９	北部簡易水道料金創設（平成１９年箕面市条例第１６号） ＊上水道料金と同様とする。
１９	４	１	計量業務を業者委託
２２	７	１	第１１回水道料金改定
２２	１０	１	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
２３	４	１	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止

2　水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷（１ヶ月につき）

料　金　体　系			創　設		料　金　改　定 第１回	
（用途別一律超過料金体系）			昭和２６年４月		昭和２９年７月	
一般用	家事用	基本料金	10m³まで	200	10m³まで	200
		超過料金	1m³につき	25	1m³につき	25
	普通営業用	基本料金	20m³まで	450	20m³まで	400
		超過料金	1m³につき	30	1m³につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20m³まで	350	20m³まで	350
		超過料金	1m³につき	20	1m³につき	20
	学校用	基本料金	20m³まで	350	100m³まで	1,500
		超過料金	1m³につき	20	1m³につき	20
	原動力・工事用	基本料金	30m³まで	750	30m³まで	750
		超過料金	1m³につき	30	1m³につき	30
湯屋用		基本料金	100m³まで	1,500	1m³につき	15
		超過料金	1m³につき	17		
工事その他臨時用		基本料金	1m³につき	30～100	1m³につき	30～100
		超過料金				
備　　考						

料　金　体　系 （用途別段階別逓増制料金体系）			料　金　改　定 第５回 昭和５３年４月	第６回 昭和５７年５月
一般用	基本料金	8m³まで	320	400
	超過料金	9m³～ 10m³まで	50	60
	（1m³につき）	11m³～ 20m³まで	60	75
		21m³～ 30m³まで	75	95
		31m³～ 50m³まで	90	110
		51m³～100m³まで	110	130
		101m³～300m³まで	130	150
		301m³～500m³まで	160	180
		501m³～	190	210
湯屋用	基本料金	100m³まで	3,000	3,600
	超過料金	1m³につき	44	52
工事その他臨時用	基本料金	2m³まで	1m³につき 300	1m³につき 400
	超過料金	1m³につき		
備　考	＊昭和５３年４月 用途別段階別逓増制料金体系に変更			

（単位：円）

料　金　改　定					
第２回		第３回		第４回	
昭和３２年１０月		昭和３７年４月		昭和４０年７月	
10m³まで	250	10m³まで	250	8m³まで 10m³まで	280 350
1m³につき	(1号)31 (2号)28	1m³につき	(1号)31 (2号)28	1m³につき	45
20m³まで	500	20m³まで	500	20m³まで	700
1m³につき	38	1m³につき	38	1m³につき	48
20m³まで	438	20m³まで	900	20m³まで	900
1m³につき	25	1m³につき	50	1m³につき	50
100m³まで	1,875	20m³まで	900	20m³まで	900
1m³につき	25	1m³につき	50	1m³につき	50
30m³まで	938	30m³まで	938	30m³まで	1,140
1m³につき	38	1m³につき	38	1m³につき	48
100m³まで	1,650	100m³まで	1,650	100m³まで	2,300
1m³につき	19	1m³につき	19	1m³につき	30
1m³につき	38	1m³につき	50	1m³につき	60

＊１号：２号適用者以外
　２号：１メーターで２世帯以上使用の場合

（単位：円）

料　金　改　定					
第７回	第８回	第９回	第１０回		第１１回
昭和６１年４月	平成６年４月	平成９年６月	平成１３年４月	平成１６年４月	平成２２年７月
580	680	648	920	966.00	779.00
85	120	115	150	157.50	157.50
100	140	140	170	178.50	178.50
120	165	165	195	204.75	204.75
140	195	195	225	236.25	236.25
160	225	225	255	267.75	267.75
180	255	255	285	299.25	299.25
210	290	290	320	336.00	336.00
240	325	325	355	372.75	372.75
4,600	4,600	4,600	5,600	5,880.00	5,880.00
67	67	67	80	84.00	84.00
800	1,000	1,000	1,200	1,260.00	1,260.00
400	500	500	600	630.00	630.00

＊平成９年６月1日から消費税５％を外税で課税

＊平成１６年４月1日から消費税込みに改定

(2) 簡易水道料金の変遷（１ヶ月につき）

（単位：円）

料金体系（用途別一律超過料金体系）			創設			
			昭和３４年４月		昭和４２年４月	
			下止々呂美		上止々呂美	
一般用	家事用	基本料金	15m³まで	200	15m³まで	500
		超過料金	1m³につき	30	1m³につき	40
	普通営業用	基本料金	15m³まで	200	15m³まで	500
		超過料金	1m³につき	30	1m³につき	45
	病院・官公署	基本料金	20m³まで	500	20m³まで	500
	学校用	超過料金	1m³につき	30	1m³につき	30
工事その他臨時用		基本料金	1m³につき	50	1m³につき	50
		超過料金				
備考						

料金体系（用途別段階別逓増制料金体系）			料金改定			
			第1回		第２回	
			昭和５３年４月		昭和５７年５月	
			下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
一般用	基本料金	8m³まで	120	300	150	375
	超過料金（1m³につき）	9m³～20m³まで	20	45	30	55
		21m³～50m³まで	40	50	50	60
		51m³～	45	55	55	65
工事その他臨時用	基本料金	2m³まで	1m³につき 300	1m³につき 300	1m³につき 400	1m³につき 400
	超過料金	1m³につき				
備考	＊昭和５３年４月 用途別段階別逓増制料金体系に変更					

（単位：円）

料　金　改　定									
第３回		第４回		第５回		第６回			
昭和６１年４月		平成６年４月		平成９年６月		平成１３年４月		平成１６年４月	
下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
320	540	380	630	362	600	920	920	966.00	966.00
55	80	80	110	80	110	110	140	115.50	147.00
80	90	110	125	110	125	140	155	147.00	162.75
85	95	120	135	120	135	150	165	157.50	173.25
800	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,260.00	1,260.00
400	400	500	500	500	500	600	600	630.00	630.00
				＊平成９年６月１日から消費税５％を外税で課税				＊平成１６年４月１日から消費税込みに改定	

(3) 水道メーター使用料の変遷

（単位:円／月）

口径	創設	第１回改定	第２回改定	第３回改定	第４回改定	第５回改定	
(mm)	昭和２６年４月	昭和３４年３月	昭和３７年４月	昭和４５年８月	昭和５７年５月	平成１３年４月	平成１６年４月
13	20	20	45	45	50	25	26.25
16	25	25	―	―	―	―	―
20	30	30	80	80	100	50	52.50
25	40	使用者において設置	80	80	100	50	52.50
30	―		―	200	200	100	105.00
40	―		250	250	250	125	131.25
50	使用者において設置		680	680	1,700	850	892.50
75			900	900	2,000	1,000	1,050.00
100			1,050	1,050	2,300	1,150	1,207.50
150			―	1,500	4,100	2,050	2,152.50
200			―	―	―	―	―

＊　平成９年６月１日から消費税５％を外税で課税
＊　平成１６年４月１日から消費税込みに改定

(4) 口径別納付金の変遷

（単位:円）

口径	創設	第１回改定	第２回改定	
(mm)	昭和４６年６月	昭和５２年５月	昭和５７年５月	平成１６年４月
13	20,000	40,000	80,000	84,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500
25	90,000	180,000	310,000	325,500
30	140,000	280,000	480,000	504,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000
２００以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

＊　平成９年６月１日から消費税５％を外税で課税
＊　平成１６年４月１日から消費税込みに改定

３　用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用途		栓数 (栓)	栓数 構成率	戸数 (戸)	戸数 構成率	有収水量 (m³)	有収水量 構成率	備考
1	家事用	49,269	95.7%	59,863	94.9%	11,904,631	84.6%	
2	営業用	1,438	2.8%	2,043	3.2%	1,183,700	8.4%	
3	官公署用	294	0.6%	328	0.5%	267,045	1.9%	
4	学校用	44	0.1%	414	0.7%	208,832	1.5%	
5	工場用	203	0.4%	203	0.3%	153,747	1.1%	
6	プール用	12	0.0%	12	0.0%	81,474	0.6%	
7	病院用	29	0.0%	29	0.1%	228,106	1.6%	
8	湯屋用	1	0.0%	1	0.0%	328	0.0%	
9	臨事用	185	0.4%	185	0.3%	42,270	0.3%	
合計		51,475	100.0%	63,078	100.0%	14,070,133	100.0%	

4　用途別・水量ランク別有収水量

(1) 一般用

水量ランク	区　　分	用途別区分					
		家事用		営業用		官公署用	
0～　8m³	水　　量(m³)	889,264		24,304		3,776	
	用途別比率 ランク比率	94.2%	7.5%	2.6%	2.1%	0.4%	1.4%
9～ 10m³	水　　量(m³)	438,188		8,184		1,357	
	用途別比率 ランク比率	97.6%	3.7%	1.8%	0.7%	0.3%	0.5%
11～ 20m³	水　　量(m³)	4,024,405		49,160		5,303	
	用途別比率 ランク比率	98.6%	33.8%	1.2%	4.2%	0.1%	2.0%
21～ 30m³	水　　量(m³)	3,497,660		43,851		2,597	
	用途別比率 ランク比率	98.4%	29.4%	1.2%	3.7%	0.1%	1.0%
31～ 50m³	水　　量(m³)	2,228,920		75,807		3,969	
	用途別比率 ランク比率	95.9%	18.7%	3.3%	6.4%	0.2%	1.5%
51～100m³	水　　量(m³)	401,354		124,462		15,026	
	用途別比率 ランク比率	70.4%	3.4%	21.8%	10.5%	2.6%	5.6%
101～300m³	水　　量(m³)	98,519		229,347		34,286	
	用途別比率 ランク比率	21.0%	0.8%	48.9%	19.4%	7.3%	12.8%
301～500m³	水　　量(m³)	43,644		127,141		29,046	
	用途別比率 ランク比率	15.6%	0.4%	45.3%	10.7%	10.3%	10.9%
501m³以上	水　　量(m³)	99,777		351,758		148,056	
	用途別比率 ランク比率	10.1%	0.8%	35.6%	29.7%	15.0%	55.4%
水量ランク外	水　　量(m³)	182,900		149,686		23,629	
	用途別比率 ランク比率	50.0%	1.5%	40.9%	12.6%	6.5%	8.9%
計	水　　量(m³)	11,904,631		1,183,700		267,045	
	用途別比率 ランク比率	84.9%	100.0%	8.4%	100.0%	1.9%	100.0%

（注）水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

(2) 湯屋用

水量ランク	水　　量(m³)
	ランク比率 (%)
0～100m³	328
	100.0%
101m³以上	0
	0.0%
水量ランク外	0
	0.0%
計	328
	100.0%

(3) 臨時用

水量ランク	水　　量(m³)
	ランク比率 (%)
0～2m³	993
	2.3%
3m³以上	41,235
	97.6%
水量ランク外	42
	0.1%
計	42,270
	100.0%

（注）水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

用途別区分								計	
学校用		工場用		プール用		病院用			
23,987		2,164		80		257		943,832	
2.6%	11.5%	0.2%	1.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%	6.7%
0		1,284		0		109		449,122	
0.0%	0.0%	0.3%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	3.2%
168		4,750		161		233		4,084,180	
0.0%	0.1%	0.1%	3.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	100.0%	29.1%
43		8,743		194		823		3,553,911	
0.0%	0.0%	0.3%	5.7%	0.0%	0.2%	0.0%	0.4%	100.0%	25.3%
0		13,990		429		744		2,323,859	
0.0%	0.0%	0.6%	9.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.3%	100.0%	16.6%
368		24,928		2,162		1,991		570,291	
0.1%	0.2%	4.4%	16.2%	0.4%	2.7%	0.3%	0.9%	100.0%	4.1%
43,953		45,799		10,308		6,500		468,712	
9.4%	21.0%	9.8%	29.8%	2.2%	12.6%	1.4%	2.9%	100.0%	3.4%
41,467		17,906		9,500		11,669		280,373	
14.8%	19.9%	6.4%	11.6%	3.4%	11.7%	4.2%	5.1%	100.0%	2.0%
95,251		30,849		58,640		203,165		987,496	
9.7%	45.6%	3.1%	20.1%	5.9%	72.0%	20.6%	89.1%	100.0%	7.0%
3,595		3,334		0		2,615		365,759	
1.0%	1.7%	0.9%	2.2%	0.0%	0.0%	0.7%	1.1%	100.0%	2.6%
208,832		153,747		81,474		228,106		14,027,535	
1.5%	100.0%	1.1%	100.0%	0.6%	100.0%	1.6%	100.0%	100.0%	100.0%

5 年度別・用途別有収水量

用途	19年度(基準年度)		20 年 度		
	水量 (m³)	構成比	水量 (m³)	構成比	趨勢率
家事用	11,783,879	83.8%	11,604,455	83.7%	98.5%
営業用	1,257,889	8.9%	1,263,976	9.1%	100.5%
病院・学校・官公署・ﾌﾟｰﾙ・湯屋用	797,678	5.7%	781,262	5.6%	97.9%
工場用	196,136	1.4%	184,607	1.3%	94.1%
臨時用	31,050	0.2%	35,808	0.3%	115.3%
合計	14,066,632	100.0%	13,870,108	100.0%	98.6%

＊ 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

6 年度別水道料金等調定状況

用途等	19年度(基準年度)		20 年 度		
	金額 (円)	構成比	金額 (円)	構成比	趨勢率
家事用	2,004,183,864	75.2%	1,960,721,124	74.8%	97.8%
営業用	341,604,840	12.8%	347,853,815	13.3%	101.8%
病院・学校・官公署・ﾌﾟｰﾙ・湯屋用	249,341,199	9.3%	242,769,356	9.2%	97.4%
工場用	51,158,494	1.9%	47,765,739	1.8%	93.4%
臨時用	20,240,010	0.8%	23,283,540	0.9%	115.0%
小計	2,666,528,407	100.0%	2,622,393,574	100.0%	98.3%
水道メーター使用料	26,282,790	—	27,902,505	—	106.2%
合計	2,692,811,197	—	2,650,296,079	—	98.4%

＊ 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

21　年　度			22　年　度			23　年　度		
水量 (m³)	構成比	趨勢率	水量 (m³)	構成比	趨勢率	水量 (m³)	構成比	趨勢率
11,626,434	84.1%	98.7%	11,808,468	84.2%	100.2%	11,904,631	84.6%	101.0%
1,218,565	8.8%	96.9%	1,203,609	8.6%	95.7%	1,183,700	8.4%	94.1%
765,060	5.5%	95.9%	807,880	5.8%	101.3%	785,785	5.6%	98.5%
174,128	1.3%	88.8%	163,186	1.2%	83.2%	153,747	1.1%	78.4%
35,342	0.3%	113.8%	31,915	0.2%	102.8%	42,270	0.3%	136.1%
13,819,529	100.0%	98.2%	14,015,058	100.0%	99.6%	14,070,133	100.0%	100.0%

21　年　度			22　年　度			23　年　度		
金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率
1,961,127,430	75.6%	97.9%	1,893,030,260	74.8%	94.5%	1,844,763,190	74.7%	92.0%
332,260,708	12.8%	97.3%	323,460,874	12.8%	94.7%	313,722,737	12.7%	91.8%
232,273,912	9.0%	93.2%	248,629,476	9.8%	99.7%	245,242,067	9.9%	98.4%
44,808,322	1.7%	87.6%	41,906,011	1.7%	81.9%	38,997,604	1.6%	76.2%
22,945,892	0.9%	113.4%	22,691,382	0.9%	112.1%	27,507,690	1.1%	135.9%
2,593,416,264	100.0%	97.3%	2,529,718,003	100.0%	94.9%	2,470,233,288	100.0%	92.6%
28,724,033	—	109.3%	30,198,304	—	114.9%	32,052,516	—	122.0%
2,622,140,297	—	97.4%	2,559,916,307	—	95.1%	2,502,285,804	—	92.9%

7　水道料金の徴収と督促等の状況

(1) 料金の徴収

料金徴収方法	１９年度		２０年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口座振替	37,172	77.5%	37,086	77.1%
納付制	10,822	22.5%	10,993	22.9%
＊前受金	0	0.0%	0	0.0%
合計	47,994	100.0%	48,079	100.0%

＊ 平成18年4月1日から臨時用の用途に水道を使用する場合の料金の前納廃止

(2) 料金の督促

料金の督促等	１９年度	２０年度
	件数	件数
１次督促	14,296	16,044
２次督促	15,978	16,238
停水予告	4,064	4,347
停水処分通知	1,294	1,269
停水処分	320	370

8　水道メーター点検状況（平成23年度）

月	総件数	検針済件数					個人メーター検針	認定件数		
		一般メーター	遠隔メーター	開栓中	閉栓中	閉栓率		未点検認定分		
	A				E	E／A		不在	障害	位置不明
4	27,455	22,815	4,597	24,082	3,330	12.13%	43	15	11	0
5	30,226	24,553	5,623	26,541	3,635	12.03%	50	21	8	0
6	27,530	22,883	4,604	24,159	3,328	12.09%	43	14	12	2
7	30,305	24,632	5,623	26,652	3,603	11.89%	50	18	18	0
8	27,691	23,077	4,571	24,311	3,337	12.05%	43	8	23	3
9	30,429	24,767	5,612	26,727	3,652	12.00%	50	20	14	0
10	27,756	23,276	4,437	24,305	3,408	12.28%	43	12	29	2
11	30,477	24,826	5,601	26,746	3,681	12.08%	50	21	12	0
12	27,854	23,370	4,441	24,435	3,376	12.12%	43	8	19	1
1	30,541	24,966	5,525	26,820	3,671	12.02%	50	30	22	0
2	27,943	23,471	4,429	24,459	3,441	12.31%	43	15	15	1
3	30,684	25,161	5,473	26,875	3,759	12.25%	50	16	18	0
計	348,891	287,797	60,536	306,112	42,221	12.10%	558	198	201	9

２１年度		２２年度		２３年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
37,458	75.8%	37,847	75.2%	38,132	74.1%
11,935	24.2%	12,486	24.8%	13,343	25.9%
0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
49,393	100.0%	50,333	100.0%	51,475	100.0%

２１年度	２２年度	２３年度
件数	件数	件数
15,618	14,417	13,374
16,247	17,361	16,876
3,602	3,116	4,368
1,690	1,558	1,563
753	659	644

（単位：件）

		認定件数							付帯業務			
		点検認定分					認定計	認定率	漏水	無届	無断	
計	認定率	不動	破損	逆付	計	認定率	B＋C		発見	転居	使用	計
B	B／A				C	C／A	D	D／A				
26	0.09%	1	0	0	1	0.00%	27	0.10%	69	4	77	150
29	0.10%	0	0	0	0	0.00%	29	0.10%	61	8	86	155
28	0.10%	0	1	0	1	0.00%	29	0.11%	57	7	61	125
36	0.12%	2	0	0	2	0.01%	38	0.13%	55	1	41	97
34	0.12%	3	0	0	3	0.01%	37	0.13%	77	3	41	121
34	0.11%	2	0	0	2	0.01%	36	0.12%	69	2	48	119
43	0.15%	2	1	0	3	0.01%	46	0.17%	91	4	39	134
33	0.11%	0	0	0	0	0.00%	33	0.11%	67	4	48	119
28	0.10%	0	2	0	2	0.01%	30	0.11%	65	2	47	114
52	0.17%	0	0	0	0	0.00%	52	0.17%	69	1	40	110
31	0.11%	2	0	0	2	0.01%	33	0.12%	91	5	38	134
34	0.11%	1	0	0	1	0.00%	35	0.11%	69	1	46	116
408	0.12%	13	4	0	17	0.00%	425	0.12%	840	42	612	1,494

９　水道料金の減免措置と特例計算

(1) 減免措置状況

用途		区分	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度
漏水減免	家事用	件数(件)	266	280	232	214	210
		水量(m³)	17,854	17,953	11,523	11,407	14,057
		金額(円)	4,766,004	4,943,077	3,250,185	2,932,184	4,120,636
	営業用	件数(件)	16	14	17	9	16
		水量(m³)	2,122	1,611	3,543	611	15,777
		金額(円)	691,151	530,770	1,213,973	180,310	5,778,366
	官公署用	件数(件)	2	4	4	5	6
		水量(m³)	1,257	947	563	725	5,491
		金額(円)	464,399	333,480	206,551	261,003	2,022,178
	その他	件数(件)	4	2	10	9	5
		水量(m³)	590	313	1,910	18,079	2,509
		金額(円)	181,886	114,350	641,582	6,664,502	900,485
福祉減免		件数(件)	13,804	14,434	15,099	19,797	0
		水量(m³)	209,919	218,749	228,990	150,859	0
		金額(円)	27,531,136	28,841,378	30,158,213	16,735,177	0
被災者特例減免		件数(件)					33
		水量(m³)					5,009
		金額(円)					817,643
合計		件数(件)	288	300	263	237	270
		水量(m³)	21,823	20,824	17,539	30,822	42,843
		金額(円)	6,103,440	5,921,677	5,312,291	10,037,999	13,639,308

（２） 特例計算別栓数及び戸数

区分		栓数（栓）	割合	戸数（戸）	割合
特例計算	第１種	413	0.8%	10,228	16.2%
	第２種	124	0.2%	2,154	3.4%
	第３種	102	0.2%	1,203	1.9%
	第４種	15,090	29.3%	15,105	23.9%
	合計	15,729	30.6%	28,690	45.5%
全給水栓数・給水戸数		51,475	100.0%	63,078	100.0%

（３）特例計算の種別及び料金の算出方法

種　別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第　１　種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という。）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた１戸当たりの水量（市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る。）につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第　２　種	1)　独立した生計若しくは　事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という。）であるもの 2)　共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの 3)　独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く。）については、１戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第　３　種	特例計算第２種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く。）については、特例計算第２種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第１種で料金を算出する。
特例計算 第　４　種	特例計算第１種又は特例計算第２種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第１種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

10 大阪府下 各市水道料金比較（30㎥の場合）

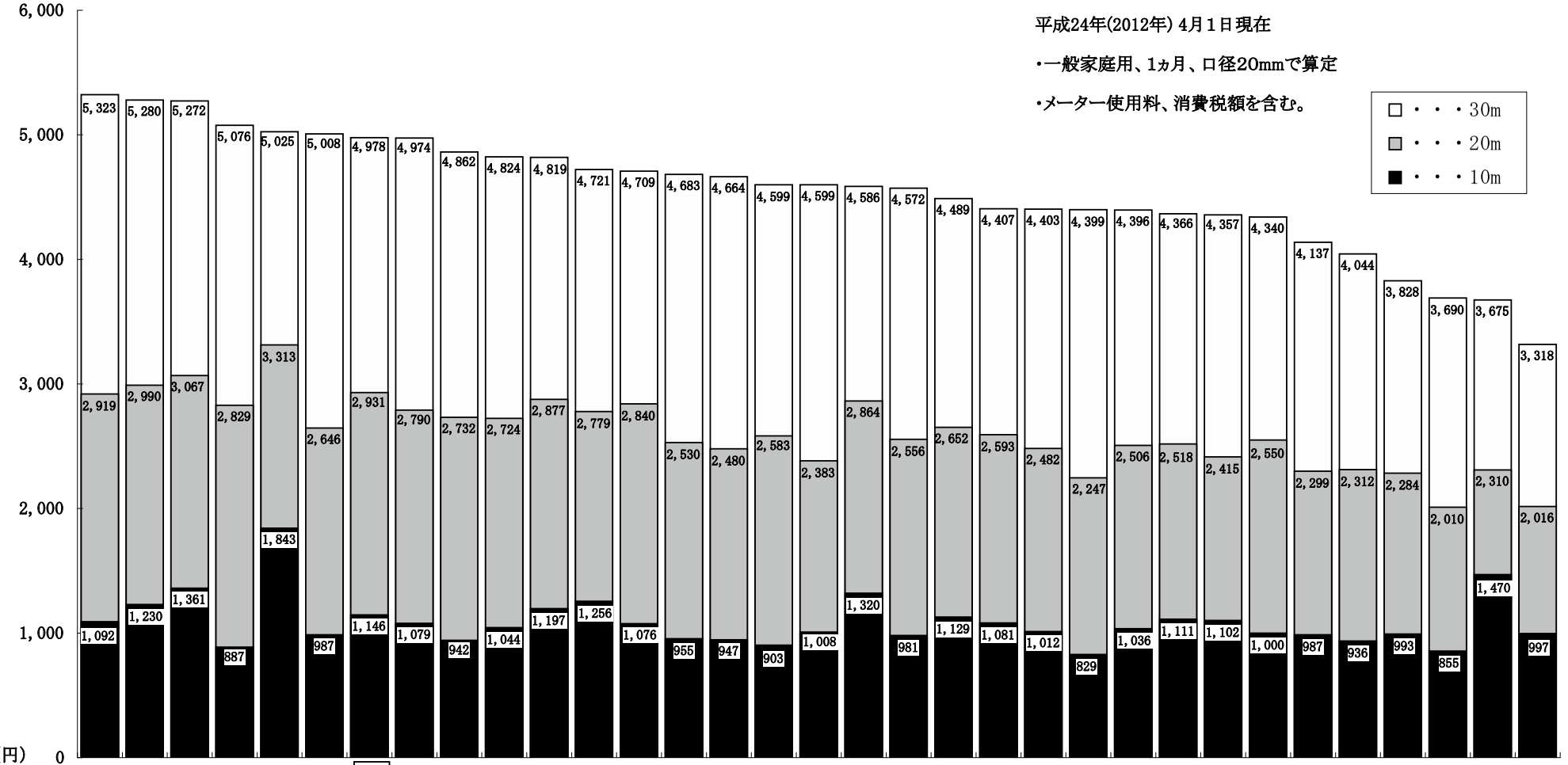

	門真	松原	阪南	藤井寺	泉南	八尾	箕面	四條畷	泉大津	羽曳野	泉佐野	高石	河内長野	池田	東大阪	大阪狭山	豊中	交野	柏原	摂津	和泉	寝屋川	高槻	大東	守口	堺	岸和田	貝塚	富田林	枚方	吹田	茨木	大阪
30m	5,323	5,280	5,272	5,076	5,025	5,008	4,978	4,974	4,862	4,824	4,819	4,721	4,709	4,683	4,664	4,599	4,599	4,586	4,572	4,489	4,407	4,403	4,399	4,396	4,366	4,357	4,340	4,137	4,044	3,828	3,690	3,675	3,318
20m	2,919	2,990	3,067	2,829	3,313	2,646	2,931	2,790	2,732	2,724	2,877	2,779	2,840	2,530	2,480	2,583	2,383	2,864	2,556	2,652	2,593	2,482	2,247	2,506	2,518	2,415	2,550	2,299	2,312	2,284	2,010	2,310	2,016
10m	1,092	1,230	1,361	887	1,843	987	1,146	1,079	942	1,044	1,197	1,256	1,076	955	947	903	1,008	1,320	981	1,129	1,081	1,012	829	1,036	1,111	1,102	1,000	987	936	993	855	1,470	997
改定年月日	平成22年10月1日	平成23年10月1日	平成16年5月1日	平成9年6月1日	平成23年4月1日	平成22年10月1日	平成22年7月1日	平成22年10月1日	平成20年4月1日	平成15年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成20年4月1日	平成9年6月1日	平成23年3月1日	平成22年7月1日	平成22年11月1日	平成15年4月1日	平成15年8月1日	平成22年10月1日	平成22年4月1日	平成23年10月1日	平成22年10月1日	平成22年10月1日	平成22年8月1日	平成22年10月1日	平成22年6月1日	平成14年4月1日	平成9年4月1日	平成12年4月1日	平成22年10月1日	平成22年10月1日	平成9年6月1日